

申込保険金 増額

ステップ 1 資格要件、保障内容(パンフレット参照)等をご確認ください。

資格要件	(公社)東京都宅地建物取引業協会の会員企業の役員・従業員の方で、増額は、年齢65歳6ヵ月超～満79歳以下の方 ※ 告知内容により、増額が出来ない場合があります。
------	---

ステップ 2 「申込書兼告知書」等をお取り寄せください。
申請用紙でFAXにてご依頼ください。関係書類を送付いたします。

ステップ 3 「申込書兼告知書」に必要事項をご記入・ご捺印いただき、申込保険金額に相応する「掛金」をお振込みください。
本制度は毎年4月1日を更新日とし、自動更新される保険期間1年の普通傷害保険です。申込保険金額に対する掛金(年額)は下記の通りです。

口 数	1口	2口
申込保険金額 (万円)	400	800
掛金 (年額:円)	6,960	13,920

期の途中で増額される場合、「申込書兼告知書」のご提出と共に、提出された日の翌月から4月1日までの月割「掛金」のご入金が必要です。

増額発生効力希望日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日
掛金(円):振込金額 (増口の場合) ①	6,960 ②	6,380	5,800	5,220	4,640	4,060	3,480	2,900	2,320	1,740	1,160

- ①: 3月までの月数、増口数に乗じた金額をお振り込み下さい。
- ②: 4月1日効力発生分については、3月22日に年間掛金として口座から振り替えます。
(掛金振込不要)

お振り込みに当たってのお願い

- ・振込手数料は会員様負担となります。
- ・お振込の際、振込人氏名の前に「宅建免許番号」を入力してください。

【例】 10月1日から、「1口」増額希望される場合
3,480円(月割掛金)×1口(増口分)=3,480円のご入金(振込)

ステップ 4 関係書類(①申込書兼告知書、②掛金振込を証する書面のコピー)を返信用封筒に入れ、書類締切日までに到着するようご投函下さい。

事務局で「掛金」の入金確認が取れ、かつ、引受保険会社が「申込書兼告知書」を受理した場合、翌月の1日から加入効力が生じます。

「関係書類」締切日 ③	2月10日 ④	4月20日	5月20日	6月20日	7月20日	8月20日	9月20日	10月20日	11月20日	12月20日	1月20日
増額効力発生日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日

- ③: 締切日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌月曜日を期日とします。
- ④: 4月1日効力発生分については、年度末事務処理のため締切日を早めます。

【例】 10月1日から加入希望される場合
「9月20日」までに関係書類を提出。